

逗子市訓令第1号

逗子市地域担当職員の職務等に関する規程を次のように定める。

平成26年2月24日

逗子市長 平井 竜一

逗子市地域担当職員の職務等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地域自治システムの推進に資することを目的として設置する地域担当職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、逗子市住民自治協議会等に関する要綱（平成26年2月24日施行）に定めるところによる。

(地域担当業務)

第3条 地域担当職員は、逗子市事務分掌に関する規則（平成21年逗子市規則第10号）第20条に規定する事務分担に掲げる職務に支障のない範囲において、次に掲げる地域担当業務を遂行するものとする。

- (1) 住民自治協議会設立準備会（以下「準備会」という。）及び住民自治協議会（以下「協議会」という。）に対する次に掲げる情報提供及び助言等
 - ア 準備会及び協議会の設立に関すること。
 - イ 準備会及び協議会の円滑な運営及び活動に関すること。
 - ウ 協議会の地域課題の解決に係ること。
 - エ 協議会の地域づくり計画の策定に係ること。
- (2) 準備会及び協議会と市との連絡調整等
- (3) その他市長が必要があると認める業務

(任命等)

第4条 地域担当職員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 逗子市事務分掌に関する規則及び逗子市教育委員会事務分掌規則(平成21年逗子市教育委員会規則第2号)に規定する次長
 - (2) 逗子市市民協働推進員及び市民協働推進会議の設置等に関する規程(平成24年逗子市訓令第9号)に規定する市民協働推進員
- 2 前項第2号に規定する地域担当職員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、地域担当職員が欠けたときの任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、地域担当職員は、次の各号のいずれかに該当したときはその任を解かれるものとする。
 - (1) 退職したとき。
 - (2) 所属の異動があったとき(第1項第1号の規定により任命された地域担当職員を除く。)
 - (3) 地域担当職員の職務を遂行することが困難であると市長が認めたとき。

(服務)

- 第5条 地域担当職員は、必要に応じて地域住民の会合に出席する等地域の情報の収集に努めるとともに、地域住民との信頼関係を構築するよう努めなければならない。
- 2 地域担当職員は、地域住民の個人的な要望又は苦情の処理その他地域担当職員の職務としてふさわしくない行為を行ってはならない。

(庶務)

- 第6条 地域担当職員の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令達の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの地域担当職員の庶務は、企画課において処理する。